

# 大田区立池上小学校 P T A 会則

## 第一章 名称及び事務所

第一条 この会は、大田区立池上小学校 P T A と称し、事務所を池上小学校内におく。  
所在地：大田区池上 1 - 3 3 - 8 池上小学校 03-3753-9381

## 第二章 目的

第二条 この会は「子ども達の健全な成長を図ること」を目的とし、そのため父母またはこれに代わる者（以下保護者という）と教職員が同じ会員として協力しあい、学校・家庭及び地域社会において、より良い教育環境をつくりあげることとする。

## 第三章 方針

第三条 この会は、前条の目的を達成するために教育を本旨とする民主団体として次の諸項を方針とする。

1. 学校の教育方針を理解し協力する。
2. この会及びこの会の会員は、その名において営利的、宗派的、政党的活動をしてはならない。
3. この会は学校教育活動を助けるために意見を述べることは出来るが、原則として学校経営や人事には干渉しない。
4. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。

## 第四章 活動

第四条 第二条の目的を達成するために、会員は次の活動に積極的に参加し、学校と協力する。

1. 子どもの成長を見守り、援助の手を差しのべていく育成活動を行う。
  - イ. 学校教育の研究と理解。
  - ロ. 児童の保健衛生と体位の向上。
  - ハ. 児童の校外生活指導。
2. 子ども達へのより良い地域教育環境を作るため、会員相互が教養を高め向上していく活動を行う。
  - イ. 地域環境の改善。
  - ロ. 教育研究に対する協力。
  - ハ. 会員相互の向上と親睦。
3. その他この会の目的達成に必要なと思われる活動。

## 第五章 会員

第五条 この会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 本校児童の保護者と教職員。
  - イ. 保護者においては、児童が本校入学と同時に正会員となり、完卒時に正会員ではなくなる。
  - ロ. 会員は原則として、別に定める会費を納めなければならない。
2. 準会員 この会の趣旨に賛同し、運営委員会で承認を得た者。

## 第六章 役員

第六条 この会に役員をおく。

1. 会 長 一名（保護者）
2. 副会長 四名ないし六名（保護者側三名ないし五名・教職員側一名副校長）
3. 庶 務 四名ないし五名（保護者側三名ないし四名・教職員側一名）
4. 会 計 三名（保護者側二名・教職員側一名）

第七条 役員を選出は、次の方法による。

1. 役員選考委員会を組織し、次の方法で役員を選考する。
    - イ. 役員選考委員は、一年から五年の各学年より三名ないし四名選出する。
    - ロ. 役員選考委員会は、前項にて選出した委員と副校長で構成する。
    - ハ. 役員選考委員長・副委員長は、委員の互選により選出する。
  - ニ. 役員選考委員会は、候補者を選考・決定し、三月定期総会で承認を得る。
  - ホ. 役員選考委員長・副委員長は、役員の候補者となることが出来ない。
  - ヘ. 役員選考委員会の細則は、別に定める。
2. 役員は、総て正会員及び新年度入学予定者の保護者の中から選出する。
  3. 役員候補者の発表は、予め候補者の同意を得なければならない。

第八条 役員の任期は、四月一日より一年とし、重任を妨げない。

但し、役員の任期が満了しないうちに欠員及び一身上の都合により任務の妨げになる場合、又は会の運営に支障をきたす場合には、役員で審議したのち総会にかけ補充・解任することができる。補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第九条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を統括し、総会・運営委員会・役員会・各委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を行えない時は、その職務を代行する。
3. 庶務は、諸議会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録すると共に、この会の庶務を担当する。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、会計監査の承認を経て、定期総会で決算報告する。
5. 役員は各委員会の統括を行い、PTAの中心的存在として、町会や青少年対策地区委員会等と連携する。

## 第七章 委員会（委員）等

第十条 この会に委員会（委員）をおく。

1. 学年委員会 各学年より三名ないし六名選出
2. 文化厚生委員会 各学年より三名ないし四名選出
3. 広報委員会 各学年より三名ないし四名選出
4. 校外生活委員会 各学年より六名ないし八名選出
5. 役員選考委員会 一年から五年の各学年より三名ないし四名選出
6. 池小フェスタ実行委員会 一年から五年の各学年より三名ないし四名選出  
但し、選出状況により人数はその限りではない。

第十一条 各委員会は、委員をもって構成し、必要あるときは随時会合を開く。

第十二条 各委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を選出する。

第十三条 委員会の業務は、次の通りとする。

1. 学年委員 「教育」と「子ども」について考え・理解し、学年・学級会の主催、各行事への協力ならびに会員相互の連絡を図る。
2. 文化厚生委員 会員の資質の向上と福利厚生及び会員相互の親睦を図るために活動する。
3. 広報委員 P T A広報誌の発行に関すること。
4. 校外生活委員 児童の校外生活の健全育成事業に関する活動をする。  
(町会・青少年対策地区委員会等と協力、連携)
5. 役員選考委員 次年度のP T A役員の選出にかかる活動をする。
6. 池小フェスタ実行委員 児童を対象とした行事の企画・開催のための活動をする。

第十四条 委員の任務は次の通りとする。

1. 学年委員は、当該学級学年の連絡を図る。(児童ならびに、会員の慶弔に関することを含む。)
2. 学年委員は学年ごとに互選により学年代表を選出し、学年代表は、当該学年を代表し、各学年間及び各役員との連絡を図ると共に、学年集会を招集し、議長となる。
3. 各委員は、第十条規定の各委員会に属し、委員としてその運営にあたる。
4. 各委員長は各委員会の運営にあたり、委員会を招集し、議長となる。委員長が任務を行えない時は、副委員長が代行する。

第十五条 各委員会は、委員会の活動計画及び予算、決算の資料を運営員会に提出、承認を受ける。

第十六条 各委員会は、当該委員会の運営にあたり、新たに活動を立案計画した場合、運営員会に報告し、承認を得た上で実施する。

第十七条 学年集会及び学級集会は、各学年及び各学級の保護者と教職員とで構成され、主として児童の学校生活について理解を深めると共に、会務の連絡、会員相互の親睦を図る。

## 第八章 運営及び会議

第十八条 この会の運営は、次の会議によって行われる。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 委員会（学年・文化厚生・広報・校外生活・役員選考・池小フェスタ実行）
5. 学年集会・学級集会

校長及び副校長は、総ての会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第十九条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

1. 定期総会は、毎年二回、年度初めと年度末に開く。臨時総会は役員会および運営委員会が総会の決議を必要と認めた時、または会員の十分の一以上の要求があった時に開く。
2. 総会は、会員の五十分の一以上（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決める。賛否同数の場合は、議長が決める。
3. 総会の議案は、前もって全会員に通知する。
4. 定期総会に付議する事項は、次の通りとする。
  - ①決算報告・予算の承認
  - ②事業報告・事業計画の承認
  - ③役員承認
  - ④会則の変更
  - ⑤会費の決定
  - ⑥その他重要事項
5. 総会の議案が1件のみの場合、投票形式とすることができる。本投票は記名式とし、会員の五十分の一以上（委任を認めない）をもって成立するものとする。  
投票は二択形式のみとし、議決は投票数の過半数をもって決める。  
但し、社会情勢などに起因し集会形式での総会開催が困難な場合に限り、複数の議案に対しても議案ごとに投票形式をとることができるものとする。

第二十条 運営委員会は、会長・副会長・庶務・会計・各委員会委員長副委員長と学年代表で構成し、会長が議長を務める。

但し、運営委員の過半数以上の出席を要し、かつ決議は過半数をもって決める。

賛否同数の時は、議長がこれを決める。

第二十一条 運営委員会は、総会につぐ決議機関で、この会の運営一切の問題につき決議し、実施する権限を持つ。

その任務は、次の通りとする。

1. 委員会の統括
2. 会の運営に必要な活動及び事務の審議
3. 各委員会の活動の審議
4. 総会に提出する議案の調整
5. 会則変更の審議
6. 会費の増減または免除に関する審議
7. その他重要な事項の審議

## 第九章 会計

第二十二條 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第二十三條 正会員は、年額三千九百円の会費を年度初めに納入する。  
但し、保護者は、在籍児童数に関らず一家庭あたりとする。  
準会員は、一人年額二千円の会費を年一回で納入する。  
社会情勢などに起因し通常のPTA活動が行えず、上記会費の時限的な変更措置が必要と認められる年度は、総会の議決をもって当該年度の会費変更を可能とする。

第二十四條 この会の資産は、第二条の目的達成以外に使用してはならない。  
但し、総会の決議ある場合は、この限りではない。

第二十五條 この会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第十章 会計監査

第二十六條 この会に会計監査をおく。

1. 会計監査はこの会の経理を監査するため会員の中より選出された二名で行う。
2. 会計監査の選出は選考委員会が行う。役員・委員との兼任はできない。
3. 会計監査という機能上、本部役員（会長・副会長・庶務・会計）とは異なる独立した位置づけとなる。

## 第十一章 顧問

第二十七條 この会に顧問をおく。

1. 会長経験者は、顧問となる事が出来る。
2. 顧問は役員会が選出し、総会の承認を得る。
3. 本人の申し出により退会することが出来る。
4. 顧問はこの会の活動を助けるため、意見を述べる事が出来る。

## 第十二章 個人情報の取り扱い

第二十八條 本PTAがPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、別途「大田区立池上小学校PTA個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

昭和54年	4月	1日	施行	昭和60年	5月	1日	一部改定
平成4年	3月	11日	一部改定	平成4年	4月	27日	一部改定
平成6年	3月	11日	一部改定	平成10年	3月	10日	一部改定
平成13年	3月	16日	一部改定	平成14年	4月	1日	一部改定
平成15年	4月	1日	一部改定	平成16年	3月	12日	改定
平成18年	3月	3日	一部改定	平成18年	5月	2日	一部改定
平成19年	11月	16日	一部改定	平成21年	3月	11日	一部改定
平成24年	12月	7日	一部改定	平成25年	12月	13日	一部改定

平成26年	12月	5日	一部改定	平成27年	5月	19日	一部改定
平成28年	3月	9日	一部改定	平成29年	5月	24日	一部改定
平成31年	3月	7日	一部改定	令和2年	6月	10日	一部改定
令和5年	3月	7日	一部改定	令和6年	3月	7日	一部改定

# 大田区立池上小学校 PTA 慶弔規定

## 1. 児童関係

- (1) 児童が病死・事故死の時は、香典として 10,000 円 をおくり、PTA代表・学級委員が通夜又は告別式に参列する。
- (2) 児童が病気・けが等で二週間以上の欠席の時は、見舞金として 5,000 円 をおくる。  
(担任又は学級代表が持参する)
- (3) 児童が火災にあった時は、見舞金として 5,000 円 をおくる。  
必要ある時は、その都度役員会で協議の上、見舞いする。
- (4) 児童の卒業祝いとして、卒業記念品を贈る。(卒業証書ホルダー)

## 2. 保護者関係

- (1) 児童の保護者が死亡の時は、香典として 10,000 円 をおくり、PTA代表・学級委員が通夜又は告別式に参列する。
- (1) 児童の保護者が病気・けが等で二週間以上入院した場合、見舞金として 5,000 円 をおくる。(担任又は学級代表が持参する)

## 3. 学校職員関係（教員・事務・主事以下職員という）

- (1) 職員が死亡の時は、香典として 10,000 円 をおくり、PTA代表が通夜又は告別式に参列する。
- (2) 職員が病気・けが等で二週間以上欠席の時は、見舞金として 5,000 円 をおくる。
- (3) 職員が結婚・出産の時は、お祝い金として 5,000 円 を贈る。
- (4) 職員の配偶者・実父母・子（但し、義父母の場合でも同居はこれに準ずる）が死亡の時は、香典として 5,000 円 をおくり、PTA代表が通夜又は告別式に参列する。

